

第46回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成25年3月2日（土）

13:30～16:00

場所：アスパム 6階 八甲田

司会： それでは定刻となりましたので、ただいまから「第46回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

まず本日の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、事前に送付させていただいたものが、次第、資料1、資料2-1、2-2、2-3、2-4、資料3-1、3-2、資料4、資料6-1から資料6-5までございます。それから資料7-1、7-2、資料8です。本日、お手元にお配りした資料として、出席者名簿、席図、資料5となっております。

不足などございませんでしょうか。

それから委員の出欠の関係ですが、本日、小保内委員、戸舘委員、西垣委員が欠席となっております。

それでは開会にあたりまして、佐々木副知事からご挨拶を申し上げます。

佐々木副知事： 県の副知事を務めております佐々木と申します。協議会開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

まずもって本日は、大変お忙しい中、そしてまた遠いところ、大変な悪天候の中、本協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

また、皆様には常日頃から県行政各般にわたりましてご支援・ご理解を賜っていることに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度はこれまで4回の協議会を開催してまいりました。この間、主要なテーマといたしまして、特定支障除去等事業実施計画の変更案につきましてご協議をいただき、貴重なご意見をいただいていたところでございます。

前回の協議会でご了承をいただきましたこの実施計画の変更案につきましては、産廃特措法に定められました手続きに従い、その後、田子町からの意見聴取、県環境審議会への諮問を行った後、環境省による行政対応検証ヒアリング、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の調査会によりまず審査等を受けてきたところでございます。現在は、環境大臣との協議を行っているところでありまして、おかげさまで持ちまして、本年3月末までには環境大臣の同意を得ることができる見込みというところまでできておるところでございます。

県としましては、今後とも馬淵川水系の環境保全を目的といたしました汚染

拡散防止対策と廃棄物等の全量撤去を基本とする原状回復方針を堅持し、実施変更計画に沿って、引き続き安全かつ着実に事業を進めて、万全を期し、対処していくこととしてございます。

本日は、各種の調査、モニタリング結果とともに本年度最後の協議会でありますことから、環境再生計画の取組状況、そして来年度のモニタリング計画についてご報告、ご協議をさせていただきます。

何とぞ、委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますよう、よろしくご意見申し上げまして、まずは冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会： それでは議事に移ります。以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定によりまして会長が行うこととなっております。古市会長におかれましては、議長席の方へお願いいたします。

古市会長： 皆様、こんにちは。やっとの思いで辿り着きました。1時間弱遅れたんですけども、運良く飛行機も二回のトライで着陸しました。青森空港は割りと堅固で着陸できるということは聞いておりましたので安心しておりましたけれども、ただ、来たはいいけれども帰れるかなというのをちょっと心配しております。そういう意味では時間はたっぷりございますので、今日も皆さんにご協力をいただきまして、一応3時半ですけれども、年度の最後ということでよろしくお願いいたします。

今日は、先ほど佐々木副知事の方からご挨拶もございましたように、産廃特措法も皆様のご協力のおかげで、もう環境大臣との協議に入っております。年度末には同意をいただけるということだそうでございます。

それで、こういう不法投棄事案の修復につきましては、特に大規模の場合は、本来はやはり中間評価をして、的確に、適正に見直しをして、それを踏まえて修復をもって行って修復が終わったとしても事後のモニタリングをして、本当に大丈夫かということを検証すると。こういうのが本来のあるべき姿だろうと思うんですね。

今回、特措法の10年終わりました、終わりかけたんですが、なかなかその辺の終わり方というのが難しい、中間評価も必要だということで、特措法が延長されて、今申し上げたような形になったわけですね。これがうまくいけば青森なり豊島の事例を踏まえて、今後、国の不法投棄対策に対しても、やはり中間評価、事後評価ということも制度の中に入れて予算化するような形が一番望ましいのではないかと、最近特に思っております。

それと、今日は佐々木副知事がせっかくいらしていただいていますので、ちょっと最後に1つだけお願いします。

廃棄物等の撤去も順調に来ており、特措法も継続ということになりましたけれども、当初予定しました修復が終わってもマイナスをゼロにするだけであって、これはやはりプラスに持っていかないと、やはり国の税金、県の税金をつぎ込んでいるわけですから、やはりこれを活かさない手はないということで、やっぱり環境再生、これも自然との共生だけではなしに地域振興ということに是非つなげて、副知事、知事という大局的な視点で青森県全体の中での地域振興にこの事案を活かしていただければというふうに考えております。この辺を副知事をお願いしまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

では座っていつものように進めさせていただきますので、皆様、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

司会 : ありがとうございます。なお、佐々木副知事は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

古市会長 : それでは今日の議事次第に沿いまして進めさせていただきたいと思います。

今日は報告事項が6件と協議事項が1件ございます。できるだけ、さきほどちょっとゆっくりと言いましたけれども、できるだけ3時半に終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

ではまず最初に報告事項の資料1に基づきまして、廃棄物の撤去実績につきまして事務局よりご説明、よろしくお願いします。

事務局 : それでは資料1、廃棄物の撤去実績についてです。今回は2月22日現在の報告となります。

今年度、平成24年度の実績としましては、上の表右側ですが、作業日数212日、台数12,532台、撤去実績として149,317.51t。全体の累計としては、その右側ですが1,041,175.63tとなっております。

その右下のグラフの方ですが、全体の推計量については前回の変更実施計画案の中でもお示ししましたとおり、推計量1,149,000tということで、今年度160,000t、来年度96,800tで全て撤去を完了するという計画にしておりますが、今年度の160,000tに対する割合としては、先ほどの数字からしますと93.3%の進捗率ということになっておりまして、残り1ヵ月となりましたが、このまま順調に推移すればこの160,000tという目標をクリアできるものと見込んでおります。

実績は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

何か、この件に関しましてご質問とかコメント、ございますか。

よろしゅうございますか。

予定どおり進んでいるということでございます。ありがとうございます。

それでは報告事項の2番目、地山の確認分析結果ですね、第8回及び第9回ということで、これにつきましては資料2-1から3までございますので、続けてご説明いただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

事務局： それでは資料2-1に基づきまして説明いたします。地山の確認調査結果ということで、第8回分の深度方向調査結果についてご報告いたします。

10月10日に実施しました第8回地山確認エリア、この確認エリアの表層ガス調査の結果、ベンゼンが検出されました5区画につきまして、平成24年11月3日～6日にかけて深度方向の試料を採取し、公定法により溶出試験を行ったところ、全て環境基準値以下であり、汚染土壌はございませんでした。

調査範囲につきましては、次ページをご覧ください。左下のオレンジ色の斜線でハッチングしたa6-s3の区画になります。調査結果、分析結果につきましてはもう1枚めくっていただいた別表に載せております。いずれも不検出ということで、公定法により溶出試験を行ったところ検出されなかったということでございます。

今後の対応といたしましては、この部分につきましては撤去完了ということになります。

以上でございます。

引き続き、9回の調査結果を報告いたします。

事務局： 資料2-2をお開き願います。前回の協議会におきまして、昨年10月10日に実施いたしました第8回の地山確認の実施概要についてご報告させていただいたところですが、その後に廃棄物の掘削・撤去が進みまして、12月10日に第9回の地山確認を実施しております。今回はその概要についてご報告させていただきます。

今回の確認箇所につきましては、下の箇所図にピンク色に着色されている部分になりますが、廃棄物の撤去が完了した東側エリアにおきまして地元の皆様と報道関係者に公開のもとに地山確認を行ってございます。

また、地山が汚染されていないかどうかを確認するために、11月26日から12月1日にかけて事前に地山から試料を採取して分析を行ってございます。分析結果につきましては後ほどご報告させていただきます。今回確認した面積

は約 7,300 m²で、これまでの確認済みのエリア、下の箇所図でまいますと薄茶色の部分ですが、この面積と合わせまして約 49,800 m²、全体の 60%が確認済みとなっております。今回の確認箇所にはバーク堆肥様物、それから焼却灰主体の廃棄物が最大で約 16mの深さで投棄されておりました。

次に地山確認の方法ですが、次のページに確認状況の写真が載っております。上の写真ですが、当日、確認箇所の全景を見ていただいているところですが、実施時期が 12 月に入ってしまったことから雪が積もっておりまして、地山のほとんどが雪で見えないという状況になりました。そこで事前に撮影しておいたいろいろな写真、真ん中の写真はその内の 1 枚ですが、11 月 29 日に撮影したものです。このような、事前に撮影しておいた写真で確認していただくとともに、雪が積もる前に地山に被せておいたシートを剥いで、一部ですが地山を露出させて表層に廃棄物が無いことを目視で確認していただきました。

なお、11 月 30 日には雪が積もる前に田子町役場の担当の方と八戸工業大学の熊谷教授に事前に現場を確認していただいております。

最後になりますが、下の写真ですが、エリア内の 1 箇所で地山を深さ 1.5m まで重機で試掘いたしまして、廃棄物が無いことを目視で確認していただいております。今回の地山確認について了解していただいたところです。

来年度につきましては、廃棄物等の撤去完了に向けまして、この後、3 回ほど地山確認を予定してございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして資料 2-3 になりますが、地山の確認調査結果についてご報告いたします。

事務局 : それでは資料 2-3 の方をご覧ください。先ほどご報告いたしました 12 月 10 日に実施した第 9 回の地山確認エリアにつきまして、事前に 11 月 26 日から 12 月 1 日にかけて当該地山の試料を採取し、分析を行ったところ、いずれの区画も表層ガス調査で VOC が検出されず、また重金属等は土壤環境基準以下ということであり、汚染土壌はございませんでした。

調査範囲でございます。次ページ、別図をご覧ください。右側の方の赤線で囲んだエリアでございます 30m 区画で 9 区画ということになります。調査内容につきましては、これまでと同様、揮発性有機化合物 VOC の調査は 30m 区画ごとに 1 地点で表層ガス調査を実施いたしました。それから重金属等調査もこれまでと同様ですが、30m 区画ごとに 1 検体、1 区画は 5 地点の試料を混合しております。この試料を採取して重金属等分析いたしました。

分析結果は、もう 1 枚めくって別表の方に載せております。別表の上の方になりますが、VOC はいずれの区画も不検出でございました。それから下の方になりますが、重金属等につきましてはいずれの区画も土壤環境基準以下とい

うことでもございました。

今後の対応でございますが、いずれも不検出、土壤環境基準以下ということで、撤去完了ということになります。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。地山確認ということで、第8回進捗報告ですね、こちら土壤の汚染は確認されなかったということで完了。第9回の方も、今回はVOCも重金属も汚染は確認されなかったということで、撤去完了ですというご報告でもございました。

いかがでございますでしょうか。何かご質問はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それではご質問がないので次に移りたいと思います。では、3つ目の報告事項で。

事務局： 会長、実は2-4、覆土の方もございまして、そちらの方も続けてよろしいですか。

古市会長： 2-4、お願いします。

事務局： 土のシリーズの最後の部分でございます。覆土の分析結果をご報告いたします。廃棄物の本格撤去マニュアルでは、覆土につきましては掘削時に廃棄物と分離し仮置きして、1,000m³ごとに分析を行います。分析を行った結果、土壤環境基準以下の覆土は現場内で利用、それから基準値を超過した場合、覆土は撤去するという事としております。現場の中央部の埋没した沢筋といいますか、真ん中に旧地形の沢筋が残っておりまして、この沢筋から掘削した土壌が出てきて、これを分析いたしました。

2枚戻っていただいて図面を見ていただきたいのですが、ちょうど第9回という字が書いてある付近になります。この付近が旧沢筋でございまして、この付近から出てきた土砂を分析したところ、土壤環境基準に適合したということでございます。

分析を行った覆土の量につきましては、約 1,000 m³で、分析結果は、もう1枚めくっていただいた別表の方に載せております。いずれも不検出もしくは土壤環境基準以下ということでございます。

利用方法でございますが、覆土の採取場所付近の埋め戻しに使用したいということで考えております。今現在は雪がありますので、春になりしだい埋め戻し作業をする予定でございます。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

何かご質問、ございますか。議事次第には2-4が載ってないね。

では3番目の報告資料、お願いします。

事務局： それでは引き続きまして農作物、そして魚類のダイオキシン類調査結果についてのご報告となります。

まず私からは、資料3-1、農作物のダイオキシン類調査結果についてご報告させていただきます。

県では地元田子町からの要望を受け、毎年、熊原川流域の3地点、上流・下流、それから現場付近という3地点におきまして、田子町の主要な農作物であります枝豆、水稻、にんにくの3品目についてダイオキシン類の調査を行っているところでございます。今年度につきましても、田子町からご提供いただきました検体について調査を実施いたしました。こちらの調査の結果につきましては、3番の調査結果の表に示しますとおり、枝豆、水稻、にんにくの3品目とも全国の調査結果、これは表の一番右側に国の調査結果というものを参考値として載せておりますが、こういったものと比較いたしましても十分に低い値である、安全なものであるということが明らかとなりましたので、このことをご報告させていただきたいと思っております。

農作物のダイオキシン類調査結果については以上です。

古市会長： では続けて3-2もお願いします。

事務局： 資料の3-2です。魚類のダイオキシン類調査結果についてご報告します。

1. 趣旨です。県では不法投棄現場下流の杉倉川と熊原川に生息します魚類のダイオキシン類濃度の状況を把握するために、平成16年度からイワナ・ヤマメ・ウグイの順番に1年に1種類ずつ調査を行ってきております。24年度についてはイワナのダイオキシン類調査を実施しました。

検体の採取日は昨年7月中旬から8月の下旬。検体は、イワナは全部で6個体を採取しまして、それを1検体にした上で分析を行っております。

3の調査結果です。下の表に分析の結果を掲載しております。24年度のイワナの分析結果は0.35、この数値は下の欄に書いておりますこれまでの調査結果0.28~0.72、これは平成16年度と平成19年に実施している数値になりますが、これらの数値とほぼ同じくらいの値。また右側の欄に記載しております国の調査結果0.080~5.3と比較しましても、十分低い値であったということが分かりました。

以上で魚類のダイオキシン類調査結果の報告を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

農作物も魚類もダイオキシンは十分低い値であったということですね。何かご質問等、ございますでしょうか。

全然問題はないんですけども、ちょっと参考のために。にんにくはもう成績が良くて0なんですけれども、これは10のマイナス6乗まで測れるんですけど。マイナス5乗ですか。にんにくの方の現場付近の時は0.00071で10のマイナス5乗まででしょう。国の方は10のマイナス6乗まで数字が出ていますよね。だから、この辺、どうなっているんですかね。全然問題はないんですよ。十分低いんですよ、これは。ちょっと参考のために。下限値というのはどのくらいの値のことを言っているのか。

事務局： 今、手元にその下限値の桁数というのを準備しておりませんでしたので、低量下限未満の値ということで、ちょっとこれについては後ほど。申し訳ございません。

古市会長： すいません、余計なこととお聞きしまして。また分かりましたらご報告をください。ありがとうございます。

では、特段ご質問がないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。資料4の排出事業者等に対する責任追及の状況ということで、資料4ですね、お願いします。

事務局： 続きまして報告事項4、(4)排出事業者等に対する責任追及の状況につきまして、資料4に基づきご報告をいたします。

これまでの排出事業者等に対する責任追及につきましては、一番上の表に記載しておりますが、まず廃棄物処理法違反が認められた18社に対して措置命令を行って、本県側の現場から合計303.86tの産業廃棄物が撤去されてございます。同じく法違反が認められた5社に対しては、代執行費用納付命令を行い、合計2,979,951円が納付されているところでございます。また、これらの行政処分とは別途、24社から自主撤去・費用抛出の申出があり、本県現場から155.8tの産業廃棄物が撤去されるとともに、合計491,097,565円が費用抛出されております。

措置命令、納付命令、自主撤去等の年度別内訳は、それぞれ①、②、③の表に記載しているところでございます。

若干補足いたします。③の表でございます。事業者数欄に括弧書きの数字を

付けております。この括弧の外に記載する 24、これはベースとなってございます。これは事業者によりましては2ヶ年度以上にわたり分割拠出を申し出たものがございます。この業者につきまして、各拠出年度ごと1社としてカウントしたことにより、合計延べ数34社となっております。実数が括弧書きに記載しております。これが一番上の表に記載している24社となっているのが実数となっております。

続きまして平成24年度の費用拠出事案の概要について、裏面にお移りいただきたいと思っております。今年度につきましては、廃棄物処理業者3社から費用拠出の申出がなされております。①、②に掲げる産業廃棄物処理業者については既に拠出が済んでございます。③の産業廃棄物処理業者、この業者につきましては、今年度から平成28年度までの5ヶ年度にわたり、各年度1,000,000円ずつの分割拠出を申し出てございます。今年度分の拠出については3月に拠出されるという予定になってございます。

以上がご報告でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでございましょうか。責任追及の状況についてご報告をいただきました。全体からいくと非常に少ない額なんですけれども、着実に、聞くところによると12,000社のうちの半分の青森分の6,000社の調査が全部終わったということらしいですね。大変な作業をやっていただいたということだと思います。

何かご質問等、ございますでしょうか。ありませんでしょうか。

では次の報告事項に移りたいと思っております。これが今日の一番メイン、協議事項もメインなんですけれども、特定支障除去等事業実施計画の変更についてご説明をよろしく願います。資料5ですね。

事務局： それでは資料5に基づきまして、特定支障除去等事業実施計画の変更についてご報告します。

先ほど佐々木副知事の挨拶にあったとおり、現在、実施計画の変更案については環境省と協議しているところです。(1)の経緯ですけれども、昨年11月10日に開催された第45回協議会において、変更案について了承いただいた後における特措法に基づいた手続き、あるいは国との事前協議における手続きの状況を報告したいと思います。

(2)です。11月26日に開催された第16回青森県環境審議会に変更実施計画案を諮問したところ、別添の1のとおり、適当と認められるとの答申をいただいております。

(3)です。その後、11月27日に、これも産廃特措法に基づいて田子町の意

見を聞いたところ、田子町から別添2のとおり、適当と認められるとの回答をちょうだいしております。別添2をご覧くださいますと、1番で全般的事項、ページをめくっていただいて2で支障除去の方法に関する事項、3については汚染拡散防止対策の終了についてということでご意見をいただいております。

1枚目のこの全般的事項については(1)で10年間にわたる事業の成果、あるいは10年延長する理由というのを広く周知する必要があるのではないかと。(2)については次世代に負の財産を残さないという意志の県と町の共有が必要ではないかと。(3)では田子町の意見を今後とも勘案した事業の実施が必要ではないかと。

2の前段では、汚染水を浄化することにしておりますけれども、その見直し、方法、内容について住民に説明をし、意見や要望を聞いていただきたい。風評被害防止対策の観点から、より早く浄化を終了できる技術的な検討も行うべきである。後段では、岩手県側から流入する地下水の対策については、岩手県が25年度以降、5年間で終了するとされておりますけれども、その後も両県の連携責任の体制を継続すべき、あるいは綱矢板については青森県の対策が終了するまで残置すべき。

3につきましては、前段で、周辺地下水、表流水、それから現場内地下水が環境基準以下という汚染拡散防止対策の終了の考え方を堅持すべきものである。後段では、ジオキサンのような新たな物質が環境基準等の規制の対象となった場合及び基準値等の改正により規制が厳しくなった場合には、汚染拡散防止対策のみならず撤去などの対策を講ずるべきであるといったご意見をちょうだいしております。

このご意見に対しては、変更実施計画案の大臣同意を田子町さんにご報告する際に併せてご説明したいと考えているところですが、県としては今後とも地元田子町さんと十分に意思の疎通、連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

資料5の(4)に戻ります。昨年12月6日に行われた環境省による主として責任追及及び再発防止策に係る行政対応検証ヒアリングにおいて、別添3のとおり意見をちょうだいしております。3つございまして、1点目は排出事業者に対する費用求償、自主撤去を促すなどしていただきたい。2点目については、特定産業廃棄物の処分者、特に役員に対する責任追及の余地について検討していただきたい。3番については、再発防止策については他県等の施策も考慮しつつ、着実に実行していただきたいとの意見をちょうだいしております。これについては変更案の方に含める形で修正等も行っているところがございます。

そして(5)については、(4)までの手続きを経て事前協議を開始したということございまして、その後、(6)の本年2月5日に行われた公益財団法人

産業廃棄物処理事業振興財団による原状回復特定事業に関する調査会において、別添4のとおり意見をちょうだいしております。

別添4の2枚目になりますけれども、1、2とありますが、1の審議の結果のところ、揚水浄化、揚水井戸の設置については十分な現場の調査・検討を行うこと、また中間評価の方法も予め決めておくべきというようなご意見をちょうだいしているところでございます。

2の今後の予定でございます。現在、環境省による行政対応検証、原状回復特定事業に関する調査会の意見を踏まえて順調に協議を行っているところでございまして、事業費及び事業期間等についても計画書案に記載したとおり、平成25年3月末までに同意を得られるという見込みでございます。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

特措法の継続に向けての実施計画書の変更に向けての作業が順調に進められているという経緯をご報告いただいております。

これに関しまして、何かご質問等、ございますでしょうか。別添がいろいろ付いていますので、その内容について分かりにくいところがあればご質問いただいたら事務局から説明をしていただきます。

宇藤さん、どうぞ。

宇藤委員： いつもお世話になっておりました、田子の宇藤です。

今、ご説明いただきました別添3のことについて教えてください。このようなお手紙が来ているんですが、これをどのように県として計らっていくのか、そこら辺を説明してください。

古市会長： お願いします。

事務局： 別添3につきましてご説明いたします。環境省が行いました行政対応検証ヒアリングについて、計画に反映させることというふうな意見が述べられてございます。これを受けまして、現行の実施計画書の変更案におきましても引き続き、法違反が認められた排出事業者等に対しては代執行費用納付命令を行うと既に明記されてございます。自主撤去につきましても、これまでも認めてきた経緯もございまして、今回、新たに法律に基づく基本方針に自主撤去について言及されたということを踏まえて、その旨、計画にも明記したところでございます。

2番目でございます。当然ながら不法投棄を行った法人、役員を含めて厳格

に責任追及をするというのはこの計画書策定当初からの基本スタンスでございますので、これは今回のヒアリングを受けて計画書について特段の変更を行っていないと。これは従前から責任追及の基本的考え方という部分について明記されているところでございます。

再発防止策につきましても、本事案発覚当初は県において検証委員会を設置し、いろいろご提言をいただいたところによりまして不法投棄の監視対策の充実強化などの各施策を講じているところでございます。今後とも他県等の不法投棄監視体制を調査しつつ、未然防止に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

古市会長： よろしゅうございますか。分かりにくければもう一度質問をしていただいてもいいですが。

宇藤委員： ありがとうございます。2番目の責任追及のことにつきましては、法律的にもギリギリのところまで努力をしたというような感じで私は受け止めていたんですが、これから先もさらに責任追及ができるのかどうか、そこら辺、教えていただきたいんですが。

事務局： 1番の排出事業者につきましては、主に首都圏に所在する12,000社でございます、岩手県と分担して約半分ずつやっておりますが、調査開始から既に10年経過してございます。元々関連する資料がない上に、時間が経過するにつれ当時の記憶を知る従業員の方とか関係者の方もなかなかおらないということで、いわゆる厳密に法違反があったと認定した上で行政処分できるというのはほぼ見込めない状態ではございます。

ただ、こういう各種調査の過程で道義的といいますか、企業の社会的責任の観点から何がしかのいった申出があるということは考えられるのですが、法的なものについてはかなり厳しいと考えてございます。

あと、不法投棄の実行者につきましては、これにつきましては当然のことながら代執行が完了するまで費用の納付命令を行っていくと。結局、滞納にはなっておりますけれども、財産があればそれを滞納処分を執行して回収するというスタンスは今後とも堅持したいと考えてございます。

以上でございます。

宇藤委員： よろしくお願いたします。

古市会長： よろしいですか。一応、6,000社全部については調査は終わったんですね。そうすると、今まで努力をしてこられて、もう1については可能な限りやられたと。2番のところ、今、宇藤さんからご質問があったんですけども、さらに何をしろというんでしょうね、これ。よく分からないです。処分者というのは、これ、排出事業者がないですよ。縣南衛生とか。

事務局： 法人ではなくて個人ですね。業者の代表者個人に対して責任追及をしております。これは検討した結果、この2者に納付命令をかけております。あとは、さっきも申し上げましたが、納付命令をかけたが、未納になっているという、資力の問題でございます。これにつきましては財産の調査、あらゆる方向から我々が調査できることをやっておるつもりでございますし、最近も調査の幅を広げて、できるだけ漏れがないようにしています。例えば銀行の口座ですとか、あるいは年金の給付状況、あるいは固定資産税の状況、こういったものを関係すると思われる自治体に幅広く照会いたしまして、できる限りの把握に努めているところでございます。

そういった中で資力が認められるような状況が出てくれば、またしっかり徴収していくということになるかと思えます。その調査というのは今後とも続けてまいります。

古市会長： これ、道義的責任以上に法的な意味でどこまで役員にそれをかけることができるんですか。

事務局： 廃棄物処理法の解釈の問題でございます。環境省で解釈の指針として行政処分の指針といったものを出してございます。この指針の中で不法投棄を行った法人の役員は不適正処分を行った者と解釈をするというふうな見解が示されております。具体的に、現実に不法投棄の方針を決定した役員ですとか企画指導的立場にあった者、不法投棄の計画を知りつつそれを防止しなかった役員、あるいは積極的に関与した役員を広く処分を行った者と捉えているというところで、ただ、いろいろ関与の実態といのは会社の内部の事情でございますので、一律どのような者といのはなかなか見解は示しづらいところですが、いずれにいたしましても、不法投棄に積極的に関与した、知りながら何の是正措置を講じなかった役員と、こういったものが措置命令の対象になるというのが環境省の見解でございます。

事務局： 補足いたしますと、そういう基準に沿って十分調査した結果、対象となるのが両社の代表取締役ということで、納付命令をかけているということでございます。

ます。

古市会長： そういう意味では、国の解釈では連帯責任的なものがあるということですか。まあ関与したですけれどもね。

事務局： 会社とその不法投棄に、まあ法人と法人の機関たる役員については連帯して責任を負うという解釈がなされてございます。

古市会長： そうですね。宇藤さん、そういうことだそうなので。ありがとうございました。他にございませんか。石井委員、お願いします。

石井委員： 調査会の結果ということで、別添資料の一番最後のページのところで、1つがコメントと1つが教えて欲しいことなんですけれども。審議結果に書かれている3つの内容は全くご尤もということで、これから、後で話があるかもしれませんが、詳細にまた調査をして、計画を立てて、地層地質なり透水係数とかそういう諸条件を見極めながら計画をしっかりと立てなさいという意味ですよね。そういつて中間評価ということも、今から計画を立てれば当然そういう目標値みたいなものが出てくるものだから、そういうことは予め決めておきなさいということで。審議結果の3つについては、これから一生懸命やらなくてはいけないことというふうに認識しました。

2番目の意見の一番最後の2つのところで、調査会の時にどんな雰囲気で委員の先生からご意見があったのかということをお聞きしたいんですけども、例えば、1,4-ジオキサンについては、ばっ気により揮散することはあり得るが、促進酸化で処理して濃度を落とすことが肝要と思われる。あるいは水処理にあたり1,4-ジオキサン以外にもダイオキシンにも留意した方が良いと思われるということに関しては、どういったことに関してこういうコメントをいただいたのか、ちょっと確認をしたかったんですけども。

事務局： こちらのようですが、うちの方の水処理施設、当初はダイオキシンをターゲットにしまして高度処理を導入しております。このところで当然1,4-ジオキサンを処理できるだろうということで、委員の皆様にはご了解をいただいたところなんです、秋田県さんの処理施設の方もそうなんです、うちの方も高度処理の前段の部分でも若干落ちていくということで、考えられることが生物処理の部分でのばっ気による揮散で濃度が落ちていくんじゃないかということも国環研の山田委員の方から指摘がありました。

ただ、そういった副次的な濃度の低下を期待するのではなく、きっちりと高

度処理のところでも落とせる施設があるのですから、そこで落とすような処理の計画を立ててくださいというご指摘だったと思います。

石井委員： 今、水処理施設の中で高度処理施設というのはバイパス運転をしていましたよね、今ね、そうですね。濃度が上がってきたらとか、そういう理由で今後いつでも動かしますよという準備をしていると思うんですけども。要するに、そのバイパス運転をできるだけしないで処理しなさいということをごここでは言っているんですか。その辺の意味がちょっと分からなかったんです。どういうニュアンスでこういうコメントが出たのか。

事務局： 特にそういう状況ではなかったです。今現在、1,4-ジオキサンの濃度が低いので、原水段階での濃度が低いのでバイパスをしているのですが、これは今後も浄化処理を続けていく中で濃度が低く高度処理を動かす必要がないと判断すれば動かしませんし、それは経費の削減もございまして、濃度が高くてこれは当然高度処理を動かさなければきちんと浄化できないということであれば稼働します。そういうふうにはうちの方では計画をしておりますが、この審議の中ではそういったお話にはなっておりませんでした。

石井委員： 青森県の考え方がある程度理解されているという理解でいいですか。

事務局： そうですね、はい。

石井委員： 分かりました。

古市会長： よろしいですか。ジオキサンの部分は大事でいいんですけども、上の部分もよろしいですか、1番とか3番はよろしいですか。

地山のところの帯水層と上位と下位が2層になっているけれども、これ、分けて具体的にどうしろとおっしゃっているんですかね、これ。かなり難しいことをおっしゃっていますよ、これ。

事務局： これにつきましては、うちの方では調査の結果、現場の下流部では下位の帯水層まで若干1,4-ジオキサンの汚染が及んでいるというふうに解析をしているのですが、その原因としまして一部、現場の中流域から下流域にかけて深いつぼ穴がありまして、かなり深いものですから上の方の上層の汚染が下の方まで落ちていって、それで現場の下流部については汚染が及んでいるだろうという推測を調査会でも説明をしたんですが、そのつぼ穴の状況が、現場の状況は点

在している状況なんです、委員の皆様には連続してかなり広範囲に存在をしているというふうに誤解をされまして、そういう状況であれば上位と下位の帯水層が分断されてしまっているのでは何かの検討は必要だろうというお話になったようです。その辺は確認をしておりました。

古市会長： これ、3番目にも関係すると思うのですが、要するに上位帯水層と下位耐水層、それぞれの流れを把握しろということは調査をしろということにつながるんですよね。そうするとかなりのボーリングをしないとこの辺の状況というのは分からないですよね。でも、ある程度はやらないと流れは分からないし、その浄化までどのくらいの時間がかかるのかというのも、特にジオキサン、分からないですよね。

だから、これを本当にやろうと思ったら結構大変な作業なんですけれどもね。だから、この辺のところは予算を要求しておいた方がいいんじゃないですか、こういうふうにおっしゃっていただくんだったら。

事務局： ちょっとこの辺、どこに意図があるのかということについてこれ自体、調査会は大いぶ前にあったんですが、ペーパーでこういう形できたのがつい先日、木曜日のことのもので、私の方からもよく内容を確認するよう指示はしているのですが、まだ先方とご連絡が取れないで詳細については確認できないでいるという状況です。

古市会長： 是非、確認をしていただいた方がいいと思いますね。調査費用にもろに効いてくると思いますのでね。かなりかかりますよ、これは。

他にいかがでしょうか。特段ございませんか。

では私、ちょっと気になるのは、さっきの別添の3なんですけれども、3番目の再発防止策について他県等の施策も考慮しつつ、着実に実行していただきたいということで、これ、再発防止というふうになると、どこかで本当にこういう事前予防というか、こういう何かを検討されていますか？一般的なもののお話ですね、これね、ここだけではなしにね。

事務局： これにつきましては県全体というか、環境生活部としまして廃棄物の産廃の関係を担当している環境政策課の方で直接は担当をしているのですが、この県境の事案を契機に、先ほども申しましたが検証委員会のご指摘も受けまして、きちんとそこら辺の体制は拡充しているところ、以前の実施計画にもきちんと書き込んでおりますし、今回もこのご指摘を受けてきちんとそこら辺、詳しく書き込んでいるところです。

古市会長： これ、予防原則というのが一番重要なことで、今後絶対大事だと思うんですよ。ですから、本当に青森県が独自にこれだけの予算を抱え込んだ背景を踏まえて、今後は再発防止に努めるんだということで、何か県独自のそういう対策を検討されているかどうかというのが興味ありましてね、大事だと思わせてね。もしくは、その辺まとまりましたらまたこちらにもフィードバックしていただけないかね。よろしくお願いします。

事務局： 不法投棄の防止対策については、前回の計画の時もこういうことをやっていきますという計画として書かれているという経緯がございますが、今回、国の方のご指摘で、実際それをどういうふうやってきたかということも含めて、計画ではなくて実際やられているという実績も含めて詳細に書いてくれるということでございますので、現在やられているもの、県として取り組んでいる内容を詳細に一応追記するというようにしております。
もう一応案はできているんですが、まだちょっと。

古市会長： 実施計画に書く内容として？

事務局： そういうことです。国との協議が整った案ができましたら皆さんの方にその内容についてもご覧いただけるということになりますので、その時、見ていただければと思います。

古市会長： そうですか、それは是非お願いしたいんですけども。これ、ある種、青森は首都圏のゴミを投棄されたわけでしょう。だから半分被害者です、チェックする機構が甘かったという面はありますけれどもね。

だとすると、受ける側だけではなかなかできないでしょう。出す方からいかなど。だから、本来は国がどういう予防対策を取るんだという中で青森県もこういうふうにするんだという話の筈なのに、そちらがしっかり書けなというのは基本的におかしいんですよ、これ、言っていることが。

だから、なぜこんなことを言うんだろうなというのが不思議なんです。実施計画に書くのでなければ県独自としてこういう貴重な経験をしたからやっぱり一番厳しくそういう予防をするんだという方針は県の環境政策課の方でやられていくというのは、それは話として分かるんですよ。でも半分被害県が、なぜ一方的な部分だけで書くような話になるんだろうかというのがちょっとよく分からなかったという意味なんですけれどもね。ありがとうございました。これ以上は言うのを止めておきます。

それでは、5番目についてはよろしゅうございますか。

それでは報告事項の最後の「環境再生計画」、これについてご説明をお願いします。

事務局：資料6-1に基づきまして、「環境再生計画」の取り組みについてご報告をします。

今回、今年度最後の協議会ということで、今年度のまとめと今後の方針についてご報告することになります。

1の自然再生です。現場特性をふまえた自然の自律的な再生力に委ねた植栽手法を検討するため、平成22・23年度に試験植樹した苗木の生育状況等をモニタリング調査しております。資料6-2を添付しております。

資料6-2の2枚目をご覧ください。前は平成24年夏に実施したモニタリングのご報告をしておりますけれども、今回は昨年の秋に実施したモニタリングの状況でございます。傾向としては変わりありません。表の上の方に平成22年度秋の試験地1から試験地4、平成23年春の試験地1から3、23年秋の試験地4ととってございまして、縦に土質、水はけ、施肥、それから植栽の時期というモニタリング項目をとっており、土質、水はけ、施肥等による生育の差が見られるかどうかということを表した表となっております。それらから、土質、水はけによって生育の差が認められています。これは昨年の夏と同じです。施肥につきましては、現時点では有為な差は認められておりません。植栽の時期につきましては、やはり秋に植えたものは雪のせいで定着する前に枝折れ等が起りまして、生育が良くないという傾向が見られています。春に植えたものは夏場の生成を経ていきますので、比較すると春の方がよいという状況になっております。

資料6-1に戻っていただきまして、これをふまえて今後は廃棄物等撤去後の平成26年度から森林整備に取り組むため、モニタリング調査の結果及び跡地整備後に見込まれる現場の地形、地質等を踏まえ、関係部局、田子町、森林関係事業者等とともに植栽の区域や植栽手法等を検討して森林整備計画を策定することにしております。

また、今年度から植栽用の苗木35,000本を田子町さんからちょうだいして県が管理をしておりますけれども、これも植栽の時期まで県が引き続き育生管理を行っていくことしております。

1については以上でございます。

事務局：続いて2の地域振興についてです。東急建設（株）による現場跡地の利活用提案である「資源循環型エコアグリカルチャー」、これはバイオマスプラントに

よる水素製造と施設園芸を行うというものですが、これについて同社において先行事例の情報収集を行うとともに、それらの状況も踏まえ、当初プラン以外の事業計画の可能性について検討が行われております。現場の特性を踏まえた栽培品目、それから地域におけるバイオマス資源の現状、事業主体、これは東急建設さん単独ということではなくてパートナー会社等の参画ということも含めてです。それから事業費の概要、施設の配置計画、事業実施の前提となる国の補助制度等、こういったものについて5月、7月、2月に協議を行ったところでございます。

併せて県としても廃棄物撤去完了後の跡地整備、これは各施設の撤去解体も含めますが、その検討を行っているところでございまして、引き続きこういったものも含めて東急建設さん、田子町さん、それから関係事業者との協議、調整を行っていきたいと思っております。

少し補足になりますが、最初のところに記載のあるバイオマスプラントによる水素製造と施設園芸、これについてはブルータワー計画と称されているもので、これまでも協議会にお示ししておりましたが、その先行事例の情報収集の状況ということですが、結論から言いますと、当初予定の本格稼働の目途が立っていないという報告を受けております。一方で、東急建設さんとしてはそういった状況もある程度見越してと申しますか、仮にブルータワー計画が難しい場合でも地元の地域資源を活かした地域振興につながる何かしらの事業を検討していきたいということで前向きに取り組んでいただいているということでございます。

様々可能性を探っておりますが、現段階でまだ具体的にお示しできる内容まで整理されておきませんが、ひとつの大きな方向性としましてはブルータワー計画と同様、その・の2つ目にもありますとおり、バイオマス資源の活用というものを切り口に検討しているところでございます。

そういったことで、本日資料6-3ですけれども、青森県内のバイオマス活用事例ということで、こういった本県の状況も東急建設さんに情報提供しながらということで進めておりますし、本日、委員の皆様にも参考までに本県の状況について概括的ではありますがお示しする機会といたしました。

内容は、昨年度農林部が策定しました青森県バイオマス活用推進計画からの抜粋でございます。廃食油を活用したBDF、これはバイオディーゼル燃料ですが、製造したBDFは右の事業概要にありますように、市の公用車の燃料として八戸市さんが利用しているといったこと。それから順番に、食品廃棄物、これはコンビニ・スーパー等の食品廃棄物ということですが、これを利用した飼料・堆肥の製造。間伐材などを活用したペレット燃料の製造。剪定枝、これは右のバイオマス資源のところにありますようにりんごの剪定枝ですが、これを

活用した木質チップの製造。製材残渣を活用した多目的チップの製造。6番、先ほどと同様りんごの剪定枝を活用した木炭製品の製造。それから7番、ペーパースラッジ、これは右側にございますが古紙を再生する過程で発生する廃棄物ということですが、これによるリサイクル発電。それから家畜糞尿、野菜残渣を活用した堆肥の製造。それから9番目、食品廃棄物と木材残渣を活用した堆肥の製造。稲わらを活用した堆肥の製造。食品廃棄物を活用した飼料、これはTMR製品ということで、右側に完全混合飼料という定義がございますが、これの製造。それから本県ならではのといいますか、ホタテ貝殻を活用した凍結防止剤の製造といったようなことで、詳細については右側にあるとおりで省略させていただきますが、県内でも地域の特色を活かした取り組みがなされているという状況でございます。

2について、以上でございます。

事務局 : それでは引き続きまして3番の情報発信につきましてご説明をさせていただきます。

まず資料6-1の最後3番、情報発信というところについてまず概要をご説明いたします。

情報発信事業につきましては、原状回復事業で得られた経験、資料や環境再生の取り組みなどについて、貴重な財産として次世代に引き継ぎ活用するため、積極的に情報発信をするということとしております。

今年度の実績というか現在もやっていることですが、まず浸出水処理施設を活用した資料展示につきまして、新たなパネル、あるいは解説文などを作成して展示するとともに、パネルの内容に連動したデータ集、ファイルに綴じ込んだデータ集を図書コーナーに配備するなど、大幅な展示の拡充を行い、今後の展示公開に向けて体系的な整備を行いました。このことについて後ほど、資料6-4で詳しくご説明をいたします。

また、ウェブアーカイブにつきましては、アーカイブに掲載する素材につきまして整理を行い、そして電子データ化をするるとともに具体的なページのデザイン、そして本編など個々のページの試作、試みに作ってみるなどいたしまして、公開に向けた具体的な準備作業を進めました。これにつきましては資料6-5により詳しく説明をさせていただきます。

それでは資料6-4をご覧くださいと思います。

浸出水処理施設への展示につきましては、これまでもいくつかのパネルを展示するとともに、環境学習のアンケート集などを設置しまして展示を行っていたところです。これについて今年度、展示コーナーを増設、スペースを増やすとともにパネルの内容につきましても一新させていただいたところです。まず

は資料の拡充を行った箇所がどこかということをご説明いたします。

まず資料上半分の方に浸出水処理施設の1階の見取り図を示しております。これは玄関を入ると廊下がございまして、図書コーナーを經由して、向かって左側に事務室があるという構造になっておりますけれども、この見取り図のうち赤く着色したもの、赤い字で新設と書いてあるものが、まず玄関を入れてすぐのところと1枚と、それから事務室に4枚、新設のパネルを取り付けることとしております。このようにして全体的にパネルの展示枚数も増やしたということになります。

また、この見取り図の中に緑と青の点線で動線を示しているんですけども、これはこういった順序になるようにパネルを順々にご覧になっていただきますと、事案の概要、あるいは発端とか、そういったところから具体的な原状回復対策事業の内容、そして環境再生の取り組みなどに向けてということ、一通り、県境不法投棄事案について学ぶことができるようにということでパネルを新たに作成し配置するというようにしたものでございます。

その具体的な内容につきましては、資料右側の方に①から⑭まで項目を示してございます。

またパネルにつきましてはビジュアル的に見てすぐ分かるものということで、写真などを主体としております。その分、パネルの下にそのパネルの意味する内容について簡単な解説文を展示いたしまして、これを読んでいただくことによって示している内容がより理解できるようにということで配慮をいたしました。この解説文につきましては、なるべく小中学生が読んでも大体分かるようなということで、平易な言葉を選びまして簡潔にまとめました。

さらに図書コーナーというものを設置いたしまして、簡単な机を置いた上に本などを並べているものなんですけれども、ここに様々な、例えばモニタリングの結果でありますとか、あるいは地山調査の結果、そして環境学習のアンケート等、様々な資料的なものを展示いたしまして、パネルに示した内容と連動して、それではこれについてより詳しく知りたいなといった時にその資料について閲覧することができるように、より情報提供を厚くしたというものでございます。

この他、事務室の方にはDVDの視聴コーナーを設けるなどしまして、様々な媒体で事案について学習することができるよう環境を整えることとしております。

こちらに示しましたような内容で、今現在、進行形で展示の作業を行っているところであります。年度内には展示替えを終える予定としております。この資料6-4についての説明は以上です。

それでは続きまして、資料6-5をご覧になっていただきたいと思います。

これはアーカイブについての本年度の作業などをご報告するものでございます。

こちら、ウェブアーカイブの構成案などにつきましては、昨年度、この時期に行いました協議会で委員の皆様にお示ししたところです。今年度はその構成案などをもとに、より具体的な公開に向けた準備作業を進めました。まず大きな四角で囲んだものが3つ配置されているんですけども、そのうち一番左側の四角の部分、こちらをご覧になっていただきたいと思います。様々なファイル、これはパソコンのイメージですけども、まず資料編として掲載予定の素材についての電子データ化を進めました。これは初期のものについては紙媒体でしか残っていないというものも相当ございましたので、これらをコピー機のスキャナー機能によって読み込みをしまして、PDFデータ化をしました。また、それぞれのカテゴリごとにデータをまとめる作業を行いました。

こういったものを踏まえまして、公開時にはこれらの中からアーカイブ、ホームページの方にリンクさせることとして作業を進めているところです。

続きまして大きな四角の真ん中の部分に、これは環境学習について試しにこちらに載せていますけれども、本編の試作を行いました。これは試しに作ってみたものということで、確定のものではございません。これは実際にアーカイブを公開する時には青森県庁のホームページに載せることとなりますので、こちら、県庁のホームページはCMSという一定の型にはめて載せることとなりますので、実際のホームページの型に当ててみまして、例えば文字数ですとか画像などの配置のイメージについて検討を行いました。

1つのページはなるべく簡潔にまとめまして、リンクの活用などによって見たい文字数があまり多くならないようにしたいということで工夫をしたいと思います。また、事案についてイメージしやすいように関連する写真をいくつか掲載するなど、ビジュアル的に訴えるページに仕上げたいと思っております。

また、トップページについても、見たい項目に早くたどり着けるようにということで、なるべく簡潔にまとめたいと思っております。これも実際の県のホームページの様式に落とし込みまして、現在も試作を重ねております。

また、資料の一番上に23年度、24年度、25年度と時系列を示してございます。これは作業内容の流れを横軸で示しているものですが、平成25年度につきましては掲載内容について精査をするとともに、本格的な本編執筆などに着手しまして、アーカイブの公開に向けて引き続き作業を進めてまいります。

なお、現在公開中の県境再生対策室のホームページというものがあるわけですけども、こちらにつきましては最終的にウェブアーカイブに切り替えることといたしまして、アーカイブ公開とともに今の現状のページは閉鎖してウェブアーカイブに全てまとめるということになります。

ウェブアーカイブの作成作業についてのご報告は以上です。

古市会長： ありがとうございます。今日はこの部分がかなり重要なという気がします。

自然再生と地域振興と情報発信、3つのことについてご説明をいただきましたが、順番に、まず自然再生の部分で何かご質問等、ございますでしょうか。

溝江さん、お願いします。

溝江委員： 資料6-2についてですが、前回の資料と比べて今回出された資料で1箇所の試験地を除いて非常に生育が順調にしているなということで、何よりだなと思っています。順調でない1箇所というのは、23年の春植えの試験地の2の低木類で、高木類は2.7の評価ということでとてもいいんですが、その低木類が前回は2.0だったものが今回は1.3と大幅にここだけが低下しているんです。何か、考えられる要因があればお知らせいただければなど。

あともう1つ、植樹の要件に関わって、土質、水はけ、植栽時期等、あるいは良好な植樹等も大体決まってきたと思ってはいます。そして施肥はしないと、これまでご説明いただいているんですが、この22年の秋植えの評価を見ると、肥料なしだったものが評価では肥料分が不足と。これは当たり前なんですが、肥料を与えたものでも肥料分不足ですという評価をしているのを見れば、施肥は無いよりあった方がいいのかなと、この結果だけ見ればこう思っているんですが。

ここは確認で、施肥はしないという、そういう方針に変更はないのかどうか、確認したいと思います。

以上です。

古市会長： お願いします。2点ございましたですね。

事務局： 平成23年春の試験地2の低木類のこの評価が低くなった要因ということですが、けれども、この23年春の試験地というのは水はけが全般的にやや乾燥した土壌環境にあります。ただ、なぜこの試験地2だけが今回このように評価が下がったのかという部分についての分析まではいってないです。申し訳ございません。

それから、施肥をするのかどうかについてですが、当初、自然再生の手法として現場の土壌を活用した自然再生ということで、施肥をしないというお話をしてきております。その後、この方針について改めて検討しているところではございませんけれども、モニタリングの結果を踏まえて森林整備計画を作ってまいりますので、その中で検討をしていくということになるかと思っております。

古市会長： 溝江さん、よろしいですか。施肥は。

事務局： 現時点で、方針を変えているものではないですけども、当然施肥云々についても検討をしていくということになると思います。

古市会長： 1点目は続けて検討をするということですね。

他にいかがでしょうか。自然再生の方は、他にありませんでしょうか。宇藤さん、よろしいですか。よろしいですか。

そうしたら、地域振興の方に移りたいと思います。こちらの方はいかがでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： 質問と提案が1つずつあります。まず質問の件ですが、今のご説明の中で、当初プランとっているんでしょうか、ブルータワー計画が事業化に関して難しいと。それ以外のプランの検討に入っているということですが、質問というのは、どういう点が難しいということだったのかということが1点。それからもう1つ、提案の部分ですけども、今、これは東急建設さんがいろいろ検討し、それに県が加わっていろいろ協議をしているということだろうと思いますが、そこに検討の内容が6点ぐらい・点でありますよね。是非、それに加えて地元田子町、あるいは青森県内との関連とか影響効果、そういったことも検討の対象に加えていただきたいなと思います。

今のところだと、何か事業単独の検討は6項目にわたってされていますけれども、それがどういう関連を周辺地域と持てるのかどうかということも併せて検討をしていただきたいというのが提案です。

以上です。

古市会長： 佐々木委員がおっしゃったのは、この6つのご提案は東急建設がやっている内容なので、もうちょっとこれを広げて、先ほどの県全体でやっているような振興事業とつなげていただきたいと、そういうご質問ですか。

佐々木委員： はい、この事業の関連付けですよね。やっぱり地域振興という視点から見ると、やはりこの事業を単独だけではなくて、県内他の地域とどう関係を持てるのかどうかということがすごく大事だと思うので、これは東急建設さんが検討している内容だと思いますけれども、県の方から是非そういう点も検討の中身に入れてほしいということをや請していただきたいなという意味です。

古市会長： これを東急建設さんに言うんですか、それともある種、県は東急建設しか持ち玉はないのかと、もっと多くいろいろ検討されているんでしょうかという意味なんでしょうか、ご質問は。

佐々木委員： 県が検討されてもいいんですけども、やっぱり事業の波及効果というんですか、関連付けについても是非、まあ東急建設さんがやってもいいし県がやってもいいんですけども。検討項目の中に入れていただきたいなど、そういう意味です。

事務局： 田子の地域に与える効果というのはおっしゃる意味が分かるのですが、他地域との関連というのは、他地域への普及とか、そういった観点のことでございましょうか。

佐々木委員： 例えばバイオマスで発電をするという場合に、原材料となるようなものをやっぱり田子町だけでは多分足りないだろうと思うんですね。だから、そういう時に県内他の地域とどう関係が出てくるのかということまで検討をさせていただくと、やっぱり地域振興としての意味がはっきりしてくるんじゃないかと、そういう思いです。

古市会長： それに関してはいかがですか。現場だけではなしに、全県の地域振興とこの現場との関係付け、また事業化みたいなものの配慮をしていただけないかと、そういう質問ですよ。

事務局： 今、例えばということで例を上げて、バイオマス資源をもっと県内広くから集める、要は県内広く事業効果を波及させることが必要じゃないかということがございましたけれど、実は今、バイオマス資源を探している中で、東急さん、田子町、それから県と一緒にやっておりますが、バイオマス資源を田子町だけに限りませんで、例えば、ちょっと今それを出していいのかどうか分からないのであれですが、十和田市にある食品加工場から出る加工品の残渣とか、そういう地域をかなり幅広く見て資料を収集してございます。我々ももちろん田子町だけで安定供給できなければもうちょっと幅広く捉えたいと考えています。

そういう意味で、先生のおっしゃったようなことを踏まえて進めてまいりたいと思います。

古市会長： 1点目の東急建設のブルータワー構想がうまくいかない理由は。

事務局 : ブルータワーについてご報告いたします。ブルータワーについては九州の方に先行事例がありまして、昨年の3月までに性能確認試験等の準備期間を経て、4月から本格稼働という予定だったのですが、それがほぼ1年経ったのですがまだ進んでないということで、その内容としては、水素は発生はするんですが安定的に供給発生しないということ。従って、事業として成り立たないという状況で、それについては最新の状況で年を開けてからの確認ということで聞いております。

以上です。

佐々木委員 : 確認の意味でのお尋ねですけれども、そうするとブルー計画自体に問題があったということですか。九州の方でうまくいかなかったというのは。

事務局 : 唯一の取組事例でございますので、そういうふうにとってよろしいかと思えます。

事務局 : まだその技術として、日本国内で確立されたものではなかったと、そういうことでございます。実際、やってみたら立ち上げた段階でいろんな不都合があったということで、現在、ブルータワーにこだわらずバイオマス資源を活用したものの、これは既存の技術が使えるものも含めて確実にできるものやっこうということで、今、見直しをいただいているところでございます。

古市会長 : よろしゅうございますか。

今、佐々木委員がおっしゃったことに関係して、私も同じような考えを持っていて、1つは東急建設、地域振興をしようという事業主体が東急建設だけでなく他の事業体がないのかどうかという、そういう検討と、要するに東急だけに頼っていいのでしょうかという話が1点目で、2点目は、冒頭、私が佐々木副知事をお願いをしたんですけれども、県としても地域振興されていると思うのですが、その時、横断的に農林部だとかエネルギー局とか、そういうところを統括してやられていると思うんですけれども、そういうところでやっている事業とこの不法投棄現場の事業と何か結びつけるような、これは佐々木委員もおっしゃったような、そういうような展開の仕方、県が一丸となって地域振興をするという姿勢というかプランというか、それが2点目なんです。

だから、そういう方向でちょっとご検討をいただけないかなというのが、多分、佐々木委員もおっしゃりたいことだろうと思いますので。

その辺、いかがでしょうか。佐々木副知事は検討しますというふうにおっし

やっていただいたように思うんですけども。いかがでしょうか。

事務局： まず東急建設だけに任せておいていいのかという話でございますが。

古市会長： 任せておいていいのかじゃなしに、探さなくていいでしょうかという意味なんですよ。

北沢室長： 現時点では東急建設さんの方にはかなり前向きに取り組んでいただいております。ブルータワーについてはちょっと厳しい状況ということでございますが、それに替わる案についても、今、具体的にご提案をいただくことになっております。そうしたものを見た上で実現の可能性というものを、我々としては東急建設さんがこういう形で熱心に取り組んでいただいておりますので、今検討いただいている内容を県としても精一杯支援して実現に向けてまいりたいと思っております。

一生懸命やっただけで、また同時並行で他の方に声を掛けるとするのはなんですが、一般論としてはいろんな可能性というのは探ってまいりたいと考えています。

そういった意味で、県の中でエネ局ですとか農林水産部の中で取り組んでいる事業、そういう全県的な観点から導入できないかということにつきましても、先日、県境の不法投棄の原状回復をするための庁内の各部局の部長以上で構成する会議で、変更実施計画（案）について承認をいただく際に、副知事の方から原状回復だけでなく環境再生計画、特に地域振興について関係部局が連携して力を出し合って成し遂げるように協力してもらいたいということを各部長に要請したところでございます。

そういった中で、私どもとしてもこの地域にマッチするようなものが導入できないかということは今後とも各部局に呼びかけて、そういういいアイデアがあれば採用できるような体制は採ってまいりたいと思っております。

古市会長： 宇藤委員、お願いします。今のことに関してですね。

宇藤委員： 東急建設さんにいろいろ御尽力いただいている点までは分かるんですが、やはり、大体いつ頃までにその東急建設さんと交渉して、東急建設さんでどうしてもなかなか結論が出ないとか見通しが出なかったら、次の段階で幅広くとか、ある程度の期限とか、いつまで経ったらこれ、もうできるのかな、もう来てくれるのかなと、こういう思いばかりなので、もう少し期限、そういうのがあってもいいんじゃないかなと感じるんですが。そこら辺はいかがなも

のでしょうか。

古市会長： あれでしょう、東急建設さんはたまたま手を上げていただいたということでしょう。前、発表会みたいなのをやりまして、5点ほど知事の方から表彰していただきましたけれどもね。だから、たまたま手を上げていただいたというだけで、別段、契約をしているわけでも何でもないはずなんですよね。だから、もうそこしかないということはないんでしょう？

今のご質問に対してどうですか。

事務局： なかなか、立地条件というのもこの場合は決して、例えば交通の便などバイオマス資源を運ぶにしても県のいろんなところから容易に持ってこれるような場所ではございませんし、水が現時点では引かれてないということ等もございまして、立地条件として必ずしもいいところではない。バイオマス資源の場合は、やっぱり資源のあるところの近くで立地できる、あるいはいろんなインフラが整っているということがやっぱり重要なことですので、場所としては決していい場所と言えないと思いますので、そういった意味でなかなか難しい面はあると思うのですが、それにマッチしたものが探せるよう、我々も最大限の努力をしてまいりたいと思っています。

古市会長： 先ほど資料6-3でバイオマスだけでもこれだけいろいろ青森県は先進的にやられているわけでしょう。青森県は非常に先進的なことをいろんな面でやられているんですよね。だから、そういうのがなぜ結びつかないのかなというのが前からちょっと疑問に思っていたんですけれども。

結局、今、そういう地域振興的なものは手を上げさえすれば、例えば国の予算が付いたりするんですよね。例えばバイオマス関係ですと農水省などの、これは経産省かも分からないけれども、バイオマス産業都市構想とかね、そういうのをやっていけばいける可能性、補助の付く可能性もあるんですよ。だからそういうのをうまく利用しながらやっていかれたら、そのポテンシャルは十分あるように思うんですけれどもね。

だから、その辺なんですけれどもね。だから、もう特定の事業者が手を上げていただいたからそちらだけというのではなしに、もっと積極的にやられたらいかがかなと。

事務局： 若干補足しながら申し上げます。経緯から振り返ってみれば、提案を求めた際に、5件ほど知事が表彰なりをして、その後、その5件ともいろいろ協議をした中で、現実論として動く可能性のあったものがこの東急建設であって、他

の件はなかなか現実論としては動きにはつながることができなかったという状況になってございます。

そして、今、先生からお話があったように、県内には他の事例もあるわけです。ただ、その事例を見た場合にも、現実に申し上げますと、このバイオマスをやっていくということには結局永続性を持たせるためには採算性の問題なり何なりという部分がございます。そういった部分の中で事業計画として成り立つか成り立たないかというのが最終的な部分として一番重要になってくるものだと思います。

そういった意味で、今現在、提案のあったうちから現実的に非常にやる気をもって具体的な検討に入っているのが今、この東急建設という会社でもって検討をいただいていると。そういった中で、難しいながらも具体的な中で検討をいただく中で、まずはこのやる気のあるところを重点的に我々としてはまず検討いただく中で、この検討項目の中にもございますように、当然その会社だけの力だけではなかなか採算が取れない、動きにくいという部分の中で、先生がおっしゃられるような補助事業なり、そういった協力もしながら今検討していただいている事業を何とか軌道に乗せることができないかと。まずそこを重点的に考えていかざるを得ないというのが現実だろうと考えています。

ただ、その中で、今現実に県内で他の可能性という部分になってきますと、まずは今言ったように東急建設のものを第1としながら、他についてもその次の線ということにならざるを得ないというのが採算面なり、いろいろな面で難しい点を踏まえつつ動いているというのが実情だと、ここをちょっとご理解をいただきたいなと思うところがございます。

古市会長： 今、部長の方から、いろいろ御努力をされて頑張っておられるというお話をお聞きしたんですけれども、どう言うんでしょう、どちらが先かという面もありましてね、例えば県の方でこういうメニューがあっといういろいろやろうとしているよ、可能性もあるんだよといった時に、先にそれがあると民間も手を上げやすいとかね、協力しやすいとかね。なかなか難しいという顔をされておられますけれど。そういう面も多分あるんですよ、民間の立場からするとやっぱり県が協力をしていただけると。表に立つんじゃないですよ、そういうチャンスを見せてあげるといふかね。やはり、やるのはあくまでも民間だと私は思っていますけれどもね。

ですから、ちょっとお願いをしたいのは、先ほど室長がおっしゃられたんですけれども、連絡会議で佐々木副知事が地域振興に向けて各部局で何らかの玉出しをやってくださいよということをお願いされたということをお聞きしましたので、じゃあ、そういうものがどういう形で今、出てきているのかというの

を、次回、教えていただけませんか。そこで何か出るのか、出ないのか。出なければもうこの地域振興というのは本当に絵に描いた餅ですよ、佐々木先生ね。私はそう思うんですよ。だから、本当に地域振興ということをおやりになりたいと思うんだったら、その辺のところを副知事もおっしゃったのであるならば、その経過報告なりどういうものが出てくるかということ、やはりここで検討していることと結びつけてご報告いただけませんか。部長、いかがですか。

事務局： 現実、考えますと、国に提案する云々という部分でものを考えた場合であっても、現実論があつて、これに対して国の補助事業なりお手伝い何とかという形でいかないと、なかなか国の方からの応援という形が難しいのも実情でございます。

そういった意味で、先ほど申し上げましたように、農林水産部ですとかエネルギーサイドであるエネルギー総合対策局なりの検討の第1としては、今現在動いているこの東急建設の検討、これを言ってみればある意味題材としてそこにどういふふうな応援が両部局なりとしてできるかという観点からのご検討をいただいているというのが現実の実情でございます。白紙の状態で県のサイドでこういう形のものというのはなかなか難しいのかなと感じています。

古市会長： その辺は非常によく理解しているんですよ。ですから、行政としては予算措置とかそういうものが付かないようなものをメニューとして出すというのはいかなるものかというのはよく分かっているつもりなんですよ。

ただ、そういう可能性みたいなもの、そこまで行かなくてもメニュー出しみたいなもの。

国の申請につながるかどうか分かりませんよ。だから、それにつながらないものは出せないというスタンスなのか、それとも可能性があればそういうものを、例えばメニューとしていろいろ議論するということでもよろしいんじゃないですかね。別段、それを掲げたからといって、そのままやってくださいということにはならないと思いますけれどもね。

事務局： 今の先生のご意見も踏まえて、ちょっと農林水産部ですとかエネルギーの方とも協議をして、どういうことが可能なのか、そこら辺を相談させていただきたいと思います。

古市会長： そうですか。かなり突っ込んでお願いをして恐縮ですけれども、是非よろしくお願いいたします。

事務局 : あと、ちょっと舌足らずな面があったかもしれませんが、その東急建設についてはブルータワーがダメだったからもう白紙に戻ったということではなくて、これまで現地に何回も来て調査をしていったり、いろんなバイオマス資源も調査していますし、農業関係をやるのであればどういう品目がいいのかといったこともかなり突っ込んで検討しています。

そういった中で問題点、課題あるいはこの地域の資源としてのプラス面を今、総括していただいているところで、代替案、次に示せる案についても今、具体的に検討をいただいているところでございます。それについて、今はまだ出せるようなレベルではございませんが、もうちょっと我々とともにブラッシュアップして、ものにしていけるような案を作ってまいりたいと思っていますので、今しばらくお待ちいただければなと思います。

古市会長 : ありがとうございます。じゃあ、よろしくをお願いします。

そうしたら3つ目の情報発信につきまして、資料6-4と5ですね、何かご質問、ございますでしょうか。

溝江さん、お願いします。

溝江委員 : まず資料展示のことで、先ほどのご説明で、子ども達を読めるようにしたいという点で非常にありがたいと思うんですが、大人が読む物を子どもも読むということで、これは要望です、漢字にルビを振ってもらえればありがたいなと思います。

次、アーカイブについてですが、このアーカイブについて出された前回の41回では、タイトルがその時点ではまだ仮称ということで、県境不法投棄事案アーカイブ（仮称）と出ていたんですが、今回はその仮称が無くなっているんですが、これでタイトルが正式決定なのかまず1つ確認したい。

あともう1つは、その1年前の時の資料では今回出された大人向けと同時に子ども向けのアーカイブも作成するということですが、今回残念なことに出していないので、子ども向けの試作はどの程度進んでいるのかお聞きしたいと思います。

事務局 : では回答いたします。まずルビですが、資料展示のルビの件についてはスペースも含め検討してみたいと思います。

次にアーカイブの件についてですけれども、今回提示させていただいたページはあくまでも試作、試しに作ってみた仮の案ということですので、例えばタイトルとか、ここに示した内容につきましてもこれで確定したという意味では

ございませんので、仮称が取れてしまったのかということと言うと、まだ仮称ですということになる、あくまでもこれは確定したものではないですということと回答させていただきたいと思います。今後とも具体的な内容については精査をして決めていきたいと思っております。

事務局： 名称等、ご意見があれば承っておいて、それを反映できるかどうかまた検討もさせていただきたいと思います。

古市会長： そういう意味ではあれでしょう、溝江さん、今、いろいろ過去の資料をチェックしていただいてご質問いただいたんですけども、今はまだ作成段階だから希望があればそれを考慮してやりますよとおっしゃっていただいているわけですね。

事務局： 最後に子ども向けのページも、今、紙面の都合上、示せていないんですけども、この右側にあるトップページの方、ずっと下の方にいきますと子どものページも作ってありますのでご安心をいただきたいと思います。基本的には前回の協議会で示した内容を基に作成をしているということとございますので、今、ここに出ているものが全てということではなく、これはあくまでもその内、今、紙面に載せられるギリギリ、文字が見える程度の一部であると、しかも仮の物であるということとご了解をいただきたいと思います。

古市会長： ありがとうございます。

小田委員、いかがですか。子どもの教育だとか、非常に参考になると思うんですけども、何かご意見、ございますでしょうか。

小田委員： ありがとうございます。本当にこれから子ども向けページも作られるということで、是非、なかなか現地に行けない県内の子ども達がたくさんいると思いますので、これが整備されることを期待しております。よろしくお願いします。

古市会長： 小田委員、これ非常に立派な資料展示場の原案を作成していただいているんですけどもね、せっかくいい物をこうやっても、ここに来ないと見れないわけですよ、これは。ウェブだとどこでも見れます。呼び込むような方策というのはどういうふうにしたらよろしいでしょうね。要するに、ここに連れて来るということです。

小田委員： 現地に県内の子どもを、田子さんとか三八地区さんだけじゃなくて、例えば

中南とかの子ども達が現地に出向くようにということですか？

学校の事情がそれぞれあるでしょうけれど、なかなかここに中南の子ども達が出掛けるというのは、距離的にも。

古市会長：　そうですね、バスをチャーターしたり結構大変ですね。

小田委員：　もちろん、現地で見るということが一番子ども達にとっては勉強になるし、アーカイブの資料で画面で見るとよりは論より証拠で、その現地で実感するという事は子ども達にも是非させてあげたい、そういう機会は設けたいというのも担当の教科担任などは考えるでしょうけれど、でも現実的に教材の1つとして連れていくというのは、なかなか学校行事がいっぱいある中で、これを上げるというのは。

古市会長：　それは、行事予定が立て込んでいるからなのか、それとも予算的な措置なのか、どちらが大きいでしょう。

小田委員：　両方ですね。子ども達が各学年とかで社会見学とかそういう予算というのは1年に1回社会見学、各学年取っていますけれど、もちろん、そこにこれに向けて社会見学、例えば4年生の社会見学をここにということを取り上げる教師というか学年、これに向けたいという意欲というか、それで向ける計画を立てる教師もあるかもしれないですが、なかなかそこに向けさせるというのはやはり。パンフレットとか、毎年学校の方にも県の方で送って届けてくれていると思うのですが、そういう中でこれを教材化して、そこに行ってというところまで中南の子ども達に目を向けさせるというのは、私も時々社会科の先生方と話をしても、「よし、これに取り組んでやろう」というふうに考えて向けてくれるよりも、いろんな題材というか教材はありますので、これに中南の方で向けてというのは、まだ私の声掛けが悪いのか、ちょっと目を向けるまでは私のところではないです。

ですから、是非資料としてアーカイブの方でもう少し活用して、それに取り組んでほしいと思っています。

古市会長：　ありがとうございました。

じゃあ、石井委員、手を上げていただいたので。

石井委員：　今のにも関係するんですけども、これ、かなり立派なものが、資料展示ができていいと思うんですけども。これは例えば、事前に申し込みだとか予約

だとか、突然その浸出水施設のところに一般の人が行ってということはないと思うんですが、これはどのような形にして一般の人に知れ渡って、来ていただけるような仕組みにするのかということと、それから例えば、行ったら県の方か誰か、やっぱり資料を見るだけじゃ分からないので、せっかく来ていただいたから県の方が若干補足説明するとか、資料に書いてない本当の話、本当の話という言い方は変ですけども、そういう話もされるのかなという気もしたんですね。そういう中の一環で毎年やっている現場見学会の中で、例えば今の小田委員さんからお話がありましたけれども、ここ何年間か声を掛けていていると思うんですけどもね、学校の先生にやっぱり見学にまず来てもらうというのが最初なんですよね。ですから、その環を広げていくような形が、せっかくこれ、いい施設ができましたので、少しでも広がるような形でシステマティックに来てもらえるような仕組みを考えたらいいかなと思いました。

古市会長： いかがですか。

事務局： ご提案、ありがとうございます。私どもの方としましても、まず情報発信ということで、こういった取り組みをしていますよという情報発信がまず大事であると考えております。また、特に子ども達ということで、先生方の意欲というか、これに目を向けるきっかけが大事だということだったんですけども、これについて私共の方でも県の教育委員会にも出向きまして、例えば社会科とか、そういった教科の関連で見学する可能性のあるような、例えば研究会というんでしょうか、教科の研究会とかそういったところに例えば県民見学会、あるいはパンフレット等といった資料を直接送付させていただくという取り組みを今年度行いました。そういったことで、できることから少しずつということで進めております。

また、見学についてはおっしゃられたとおり水処理施設については水を処理しているという特性もございますので、事前申込み制ということで整理をさせていただきます。来ていただいた方には、実際に運営しているクボタ環境サービスさんの方から、例えば子ども達には水処理の実験、どういうふうにして水がきれいになっていくかという実験を行っていただいたりして、子ども達にもよく分かるように具体の説明をするなどの工夫をさせていただいているところですので、今後も対象に応じてどのような説明、見せ方をしていけるのかということを考えながらやっていきたいと思っております。

以上です。

石井委員： 1つ要望といいますか提案なんですけれども。子どもにとっての情報提供は

すごく大事なので、今のこのとおりでいいと思うんですけども、例えばアメリカの汚染サイトのこういう情報をアーカイブ化しているところに行くと、我々みたいな技術者、専門家が行ってもある程度対応してくれて、こういうふうにモニタリングをやっていますよだとか、こういうモニタリングの結果になっていましたとか、過去のこういう資料を見るとこの地層・地質がわかりますよだとか、かなり突っ込んだ話も幅広く、まあ事前申込みですけどもやったださるんですよ。ですから、そういったことも含めて資料室なんだと。

それから地元の方が何かモニタリング結果をちゃんとチェックしたいなという時も、ここに来れば全てのデータがウェブ上ではなくてちゃんと原本としてありますよだとか、あるいは同じような不法投棄対策をやられている事案がありますよね。あの方々に来てもらうだとか、青森県の取組を見てもらうとか。何かそういうふうに、子ども達だけじゃなくて、そうじゃない方々にも広く呼びかけたらいんじゃないかなと、今、聞いていて思いました。

古市会長： ありがとうございます。確かにね、ラブキャナルは米国のEPAというか観光局がその事務所を置いているんですよ。あれはそういう予算が付いているのでちょっと無理かも分からないですけども。

その辺でちょっと思ったんですけども、山本町長が「田子町は環境都市だ」ということで、そういうのを運営していったマイナスをプラスにするような、そういう施設に転用していくとかね、そうされると非常に全国に知られるし、田子町のブランドも上がるんじゃないかなと思ったりしたんです。

要するに、県内だけじゃなしに他県からも呼び込むような、そういう仕組みが何かあった方がいいんじゃないかと。要するに呼び込み方なんですよ。

ちょっといかがでしょうか。

山本委員： ただ今のお話を聞いてまして、非常に示唆的なものを含んでいると考えております。我が町がこの事案をどう捉えて、これから自分達の暮らしの中で生きていくために使うのか、子ども達にどういうことを教えていかなくちゃいけないのか。また、これらの膨大なお金を使って結果として環境の再生までというところを、どうやって町内に発信していくのか。県民の方々に理解をもらうのが非常に大きな課題だと思って、今、聞いておりました。

従いまして、これを政策的に捉えて、県がやればいいんだってということではなくて、じゃあ我々に何ができるのかなと今、考えながら皆さんの意見を聞いていたところでもあります。

これらにつきましては、我が町の原状回復協議会等とも相談し、またNPO法人もございますので相談しながら、自分達がまず発信していけるものは何な

のかと、また来られた方々にどんな、我々としての感想も踏まえて、これらをしっかりと捉えて伝えていけるのかと、これは研究しなくてはいけないと考えているところでございます。

これをまず私達のものとして捉えて、県の方々も頑張っこれに伝えてくれておりますので、一度考える機会をしっかりと持ちたいと考えております。ありがとうございます。

古市会長： ありがとうございます。よろしく申し上げます。

福士委員、お願いします。

福士委員： 資料6-4ですが、展示のことです。真ん中でちょっと言っているんですが、是非本物の廃棄物のサンプルをここに置いていただきたいと。これは前から言っていて、できれば三内丸山まではいきませんが、ボーリングコアでアクリルの円筒でもいいですから本当は2~3mぐらいあれば、それが無理だったら何か安全なように箱に入れてとか。あと、ドラム缶はちょっとひどいですが、コンデンサーとか医療用廃棄物とか、いろいろ出ているので、やっぱりここまで来ると本物を置いてない、廃棄物を置いてないというのはちょっと迫力に欠けると思うんですね、このぐらいの事案ですから。まだ、今、ゴミがあるうちに何とか対応していただきたいと思っています。

それからあと1つ、下の方に展示書籍がございますが、例えばですが、大学もこれについて相当な研究なり勉強もしてまいりましたこともあって、もうだいぶ古くなったんですが、大学の方が寄贈すればある程度の量の関連書籍だとか研究成果とかは置いて構わないと理解してよろしいでしょうか。

事務局： 今、現実的に、いわゆる会議用の長机というんですか、今使っているような会議テーブルを1つ置いているという状況ですけれども、こちら、廊下に、例えばあと1つぐらいなら置けるのかなということで、そこはちょっと、あまりにもズラッと並べるわけにはいかないとは思いますが、ご寄贈いただければ飾れるだけのキャパは今のところはあるのかなと思っておりますので、そういったご提案がありましたら本の提供をいただければ、ご相談をいただければなと思ってございます。

古市会長： 溝江さん、お願いします。

溝江委員： 提案ですが、この場所を実際に見学するのは環境学習としてとてもいい教材だと思いますが、今、学校は新しい学習指導要領になって、教える内容が増え

て授業時間の確保に本当に大変なところで頑張っているところで、なかなか新しい時間を生み出すのが大変だと。その上に遠いところに出かけるということでバス代がかかって、なかなか実際できない。

そこで提案なんです、県にはとても素晴らしいプログラムで、実際学校に出向く県の環境出前講座、環境政策課が主催して、実は私もそれに関わって県内の学校に授業者として出向いています。児童館用、低学年用、中学年用、高学年用と、とてもよいプログラムがあって、多くの学校で利用しているんです。そこで、是非、そのプログラムの1つとしてこの県境不法投棄事案のプログラムがあれば、見学までは行けないんだけど専門員の方が各学校に出向いて授業をするということで、とても子ども達の興味関心、理解を増すことができるのではないかなと思ってご提案申し上げたいと思います。

事務局： 環境学習については県境の事案の学習についても出前という形で小学校、中学校、一般も含めて出前講座を実際にやっております。

環境政策課のプログラムについても承知しております。今でも県自らやっているんですが、将来、環境政策課の方のプログラムの1つの題材として取り扱っていただくことも含めて協議はしてまいりたいと思います。

古市会長： そういう意味では、溝江さんは講師として有力な候補ですね。どんどん普及していただけたらと、よろしく願います。

他にございますでしょうか。時間が超過したものですから。もしなければ、これは継続的に。今回は叩き台をお示ししていただいたということですから。いろいろ要望を出していただきましたら、また反映していただけたらと思います。

それでは今日の協議事項が終わらないと終わりませんので、以上で報告事項はこれで終わらせていただきたいと思います。

それでは協議事項が1つございまして、平成25年度の環境モニタリング計画案、これについてご検討をいただいてご承認をいただきたいということがございます。

事務局さん、よろしく願います。

事務局： 説明します。環境モニタリング調査につきまして、24年度の調査結果と25年度の計画について、資料7-1と資料7-2に基づいてご説明をします。

資料7-1です。環境モニタリング調査の結果につきましては、昨年8月の協議会において1月から7月までの結果を既にご報告させていただいておりますけれども、今回はそれに8月から12月の分を加えまして、1年間の調査結果としてご報告するものでございます。

それでは、水質モニタリングの結果からご説明します。現場内では廃棄物の撤去作業を行っておりますが、現場の周辺 17 箇所で実施している調査では環境基準を超える値は検出されておらず、汚染が現場内に留まっていることを確認しております。現場内では依然廃棄物が残っている影響で、一部の地点、ア-8、ア-25-2、ア-27、ア-29、ア-37 からア-39、ア-43 で、鉛、1,4-ジオキサン、ベンゼン、ほう素が環境基準を超える値で検出されております。

結果の詳細につきましては、一緒にお配りしております A 4 横の資料、調査結果の方に記載しております。

それでは、こちらの結果の 27 ページをご覧ください。こちらは現場内の調査ポイントのうち県境部、岩手県との県境での基準超過項目を経年グラフにまとめたものです。一番上が 1,4-ジオキサンのグラフです。ピンクの色がア-29、水色の線がア-25-2、紫色の線がア-27 です。ア-29 については周辺で廃棄物の掘削を開始した 23 年の夏ぐらいから濃度が上昇し始めており、24 年 10 月には 1.6mg/L となっております。これについては昨年 8 月の協議会において議論になっておりましたが、廃棄物の撤去作業が終わってもなおジオキサンの濃度が上昇し、低下していない状態が続いているということがございましたので、地下水の涵養を促進するために昨年 11 月に井戸周辺のシートを一部剥がしまして状況を見たところ、12 月の調査で 1.2mg/L と、若干低下が確認されているところ です。

次に 25 ページをお開きください。こちらは現場周辺の調査ポイントにおけるジオキサンの動向をグラフにまとめたものでございます。昨年 8 月の協議会で榎本委員様から現場の周辺において 1,4-ジオキサンが検出されている、これは基準値内で検出されているということですが、これらの調査ポイントについて経年変化での監視が必要ではないかというご意見がありましたので、今回グラフとして追加しております。上のグラフですが、水処理施設の処理水を放流しております支川ア-17 と、その近くにありますが遠瀬水源ア-14 の経年変化を表しております。下の位置図でご説明しますと、赤い線で囲った①のところになります。水色の線がア-17、放流支川下流のジオキサン濃度は点線で示しました環境基準の 0.05 を下回っております。

これまでの調査では冬季間に若干高くなる傾向にあります。これは冬季間、河川の水量が減るために希釈される度合いが低くなったものと考えております。

一方、ピンクの線の方ですが、遠瀬水源ア-14 は季節変動がほとんどなく、ほぼ一定した値が続いております。

下の方のグラフですが、現場から境沢を経由して熊原川に至るルートにある調査ポイント 3 地点のジオキサンの動向を表したものです。下の位置図で言いますと赤い線で囲った②のところでございます。最も現場に近い調査ポイント

のアー21、境沢県境ですが、定量下限値未満から 0.023mg/L という値で検出されております。また、この下流側のアー12、アー22 においては概ね定量下限値未満となっております。

これら調査ポイントについて、今後も引き続き動向を注視してまいります。

以上が水質モニタリングの結果の概要のご説明です。

資料7-1に戻りまして、2枚目をご覧ください。有害大気汚染物質モニタリング、3番、大気汚染物質モニタリング、4番の騒音振動モニタリング、それと5番の浸出水処理施設モニタリングについて、いずれの調査においても調査した地点、項目におきまして全て参考とする基準を全て下回っていることを確認しております。

以上が24年の環境モニタリングの結果のご報告になります。

続きまして資料の7-2のご説明に移ります。25年度の環境モニタリングの計画をご説明いたします。水質モニタリングの1番ですが、まず24年度と比較しまして地点の追加がございます(2)の表に概要をまとめておりますが、追加する地点としましてアー40からアー43までの4地点を追加することとしております。こちらについての測定項目は1,4-ジオキサン、pH、塩化物イオンと電気伝導率。あと現場の中間部にあります42、43については、これらに加えてVOCを項目として加えております。

この他に現場に残った汚染水の状況を確認するための調査を別途計画しております。

2番の有害大気汚染物質、3番の大気汚染物質、4番の騒音振動モニタリングにつきましては24年度と同じ内容の調査を引き続き実施することとしております。

以上で環境モニタリングの24年の結果と25年度の計画のご説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか、24年度の調査結果と25年度の調査、モニタリング計画についてご説明をいただきましたが、何かご質問等、ございますでしょうか。

遮水壁内の40、41、42、43というのは、もう具体的に場所が決まっているんですか。

事務局： 40、41は県境部の北部に設置しているものです。42、43についても既に井戸は現場にもう掘ってあるものになります。

古市会長： 最初の部分で質問をいたしましたけれども、地山の下のところの地下水の流

れとかジオキサンの濃度を測るのはこの4ヶ所だけで十分ですか。

事務局 : その点につきましては、さらに追加で調査を行うこととしておまして、
体のポイントと項目については今後検討することとしております。

古市会長 : ということは、場合によっては増えたりすることも、場所が若干ずれるとい
うこともあり得るということですね。

事務局 : はい。

古市会長 : だそうです。いかがでしょうか。
石井委員。

石井委員 : 今の件とも関係するんですけども、これは具体的に次の全量撤去後の1,4-
ジオキサン対策のための調査に追加的なボーリング、モニタリング井戸を造る
と理解しましたけれども、それは例えばいつぐらいに造って、そういう1,4-ジ
オキサン対策の計画というものを大体いつ作るといいますか、僕は来年度に作
るのかなと漠然とは理解をしていますけれども、まだ明言と言いますか、何も
計画は述べられてはいないと思うんですけども。その辺の時間的な感覚とい
いますか、見通しといいますか、その辺はどういう形で捉えたらよろしいでし
ょうか。

事務局 : 今のご質問ですが、もちろん来年度中に浄化計画の方は調査をして、立てて、
撤去完了後、26年度からはさっそく浄化を開始できるようにしたいと思ってお
ります。

石井委員 : 結構大変な作業だと思うので、例えば秋口になって調査をして、ワッとや
って済むようなものじゃ僕はないような気がしていますので、来年度に入った
らすぐ検討をされたらと僕は思います。

古市会長 : 他にいかがでしょうか。
榎本委員、いかがですか。

榎本委員 : まず地点が増えたのと、1,4-ジオキサンの調査をちゃんと入れていただいたこ
とに感謝をしたいと思います。
気になりますのは、先ほど調査会の審査結果意見の中にあっただんですが、水

の流れといたしますか、地下水の流れをどういうふうに調査するんだろうなど。前に1回、古いデータで出ているのを見たんですが、さらにまたこの調査をするようなお考えがあるかどうかというのが1つ。それからもう1つ、田子さんの意見にもあったんですが、現場は1つという基本的な考え方が、どうも私はいろんな面でちょっと違和感といたしますか、例えば現場の回復、いろんな再生の事業の中でも、実はあの現場の一番近い人口の多いのは岩手県の二戸市なんです。産業活動も一番ある場所なんです。じゃあ、その産業活動のものも取り組むような発想をしていかないと、材料的にもあそこはいろんな養鶏もさかんだし、そういうこともあるので、そういう意識がどうももう1つ足りないとはいえますか、もう少しそういうことができないのかなと何となく感じています。

ですから、今の調査にしてもこれからの地下水にしても、青森県さんと岩手県さんのところと一緒にやっていくような流れの中でどうするかという話が本当はもう少しできると、もっといいのかなと思っています。

そういう意味でいくと、一生懸命やっていただいてあれですが、一応このような形で調査が出ていますが、この地下水の流れをどういうふうに見るんだろうなどというのがとても大変なことだと思うんですが、その辺を評価して地下水の対策を考えていかないとうまくいかないのかなという思いをしておりました。

事務局： まず地下水の水の話ですが、財団の調査会の中で現場の地下水の流れ、ちょっと説明不足で、ちゃんと理解していただけなかったところがあるかと思えます。現場の事業に着手する以前に地下水の流れというのは基本的に調査しておりましたので、たくさんボーリングしておりましたので。

今回、来年度追加で調査するのでも当然その状況は変わっておりますので確認はしていきますが、基本的に中央部に谷の部分がありますので、そこに向かって現場の北側、南側から谷に向かって流れていくとともに、全体の大きな流れとしては現場、岩手県側から青森県側、西側に流れていくという基本的な流れは変わらないと考えておりますので、それを確認しながら浄化の計画はもちろん立てていきます。

ただ、財団調査会の際にはその中央部の谷へ向かっての流れというのはいまよく説明できなかったものですから、そこについてはきちんと調査しろというご意見になったかと理解しております。水については以上のとおりです。

古市会長： 榎本さん、よろしいですか。
福士さん、どうぞ。

福士委員： 調査結果の詳しい方の 28 ページになりますが、電気伝導度、ア-29 が前からジリジリ上がる傾向がありましたが、24 年度はものすごく上がっちゃいまして、前から気になっているんですが、これは何か思い当たる節があるんでしょうか。

古市会長： 29？

福士委員： ア-29 の電気伝導度がダーっと上がっています。

古市会長： いかがでしょうか。ア-29 といったらジオキサンも高いところですよ。

事務局： これ、先ほど担当の方から説明いたしましたが、ジオキサンの濃度の上昇と電気伝導度の上昇、やはり連動しているかと考えております。やはり現場、この当たり、23 年度の夏に現場をいじっておりますので、それにつれて上がってきていると。その後も上昇傾向がずっと続いているというのは、やはりうちの方でもちゃんと原因を把握できておりませんでした。シートを剥がして地下水の涵養をした結果、ジオキサンの濃度も低下しておりましたし、電気伝導度についても下がる傾向が見えてきておりますので、ちょっとこの後、もうちょっと傾向を把握したいと考えております。

福士委員： そうすると、予定ではこの後、こう下がるはずだということ考えているんですか。あくまでもうちの方の処置の結果だと、うちと岩手というあまり言い方は良くないですけども、向こうからということでは考えてないということですね。

古市会長： 澤口さん、いかがですか、最後に。よろしいですか。

そうしましたら特段さらにご質問等ないようですので、質問事項に関しましてはお答えいただいたので、この 25 年度の環境モニタリング計画案につきましては協議会としては了承していただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは報告、協議する事項は終わりましたので、次回の 47 回の開催内容につきまして事務局さんの方からご説明をお願いします。

事務局： それでは資料 8 に基づきまして、次回、第 47 回協議会の開催日時及び開催場所についてご案内申し上げます。

まず開催日時につきましては 5 月 18 日、土曜日、時間は 1 時半から 3 時半ま

で、場所につきましてはアラスカ会館、3階、エメラルドの間で開催したいと考えてございます。正式には後日、文書でお知らせします。よろしく申し上げます。

古市会長： ありがとうございます。5月18日ということでございます。
以上ですが、最後にこれだけはちょっと申し上げたいということは何かございますでしょうか。宇藤さんもよろしいですか。榎本さん、どうぞ、最後に。

榎本委員： 来年度、47回以降の話ですが、また1回現場に行く機会はあるでしょうか。

北沢室長： 一応、年1回ということですので、来年も一応考えております。ただ、将来的には植林が終わってしまえばあまり現場の動向というのは無くなるので、その辺はまたご意見を聞きながらと思っています。来年は少なくとも行うつもりでおります。

榎本委員： もしできたら、その時、岩手県側も本当は一緒に見たいんですよ。それをちょっとご検討いただきたいと思います。

古市会長： それ、いいかも分からないですね。あそこはいつもバスで通るだけですね。

北沢室長： 岩手県の方に。

古市会長： 向こうの方も見たいんじゃないでしょうかね。合同でやってもいいですけどもね。

北沢室長： 分かりました。そういう方向で。

古市会長： 溝江さん、お願いします。

溝江委員： 実は、私も榎本さんと同じ質問を今、しようと思ったんです。というのは、前回の資料の5-2で、岩手県の鋼矢板による汚染拡散防止対策という資料を出していただいて、本県の対応の1つに、集水の地下水の水位低下が見込めない場合、井戸を計画的に増やすことを岩手県側に要望する。ところが、このことに関して新聞報道によると、1月26日の岩手県の協議会で、現在ある12ヶ所の井戸に加えて新たに19ヶ所の井戸を本年度中に設置して来年度から浄化

作業を本格的にすると示されましたので、そのことの確認と、できれば来年度、見学等をする際に岩手県側の対応策のことも一緒に見たいなど。もし、その時に既に鋼矢板の設置等もあれば同じように見てみたいなどと思って、同じように質問をします。

古市会長： その辺のところ、岩手県と協議をしていただいて、可能な限りしていただけるように。また、向こうの方々とも相互に交流できるような形を考えていただけますでしょうか。ありがとうございました。

それではちょっとゆっくりしすぎたもので、すいません、不手際で。25分もオーバーしてしまいました。

では、これで協議会を終わります。マイクを事務局にお返しいたします。

事務局： それでは長時間にわたりまして熱心なご協議、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第46回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会します。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。